

東郷町立南部保育園（乳児等通園支援事業）重要事項説明書

令和8年3月19日

1 事業所の概要

種別	乳児通園支援事業（一般型）
名称	東郷町立南部保育園
所在地	愛知郡東郷町大字春木字北切山6059番地1
電話番号	0561-38-0003
施設長	園長 水野 優
利用定員	3名（内訳：0歳 1名 1歳児 1名 2歳児 1名）

2 事業の目的・運営方針

事業の目的	乳児等支援を提供するにあたり、利用する子どもが、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。
運営方針	《基本理念》 心身ともに健康な子ども 《保育目標》 ・意欲的に生き生きと良く遊べる子ども ・豊かな感性を持った子ども ・良い人間関係を作り出していける子ども

3 提供する乳児通園支援の内容

児童福祉法、子育て支援法、その他の関係法令等を遵守し、保育所保育指針等に基づき、こどもの新進状況に応じて、乳児等通園支援を提供します。

《保育のスケジュール（例）》

8：50	支度・検温・健康 観察・連絡等
9：00	あそび
	（睡眠）
11：00	降園

12：50	支度・検温・健康 観察・連絡等
13：00	あそび
	（睡眠）
15：00	降園

4 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長（責任者）	1人	1人	0人	
保育士	2人	1人	1人	保育園と兼務

5 利用時間等

開園日時	月曜日～金曜日 午前9：00～午前11：00 午後1：00～午後3：00
休園日	・土曜日、日曜日、祝祭日、年末・年始（12月29日～1月4日）
利用方法	・月10時間まで利用可能

6 利用料金

利用料	1時間300円
支払い方法	当日登園時、事業所にて現金徴収 ※つり銭のないようにお願いします。

※利用開始申込時間より遅れてきた場合や、利用終了申込時間より前に早退した場合は、利用申込時間数の枠が消費し、利用料及び実費負担も利用申込時間分発生します。

7 給食・おやつの提供等

給食・おやつの提供は行いません

8 利用開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 基本的な留意事項

事項	留意事項等
利用開始について	<ol style="list-style-type: none">1 事前面談は「こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という。）」から予約申込後、事業所から申し込みへの承認を受けてください。（詳細については施設からご連絡いたします。）2 事前面談時にはこどもと一緒に、事業所が指定する場所へお越しください。その際、職員がお伝えしたものを持参ください。3 事前面談時に、こどもの特徴（家庭での過ごし方、離乳や食事・アレルギーの情報など）やご家庭での様子等を確認させていただきます。4 事業所の環境に慣れるまでの間及びこどもの状況等によっては親子通園をお願いする場合があります。（親子で利用することにより、こどもも不安を感じずに、通園できることが期待されますので、ご協力をお願いいたします。）5 こどもの状況等によっては条件を付した利用をお願いしたり、場合によっては利用をお断りしたりする場合があります。6 事前面談の結果については、後日事業所から連絡いたします。7 利用が承認された後に、システムから利用予約を行ってください。なお、<u>予約の開始は、30日前午前9時00分から受付開始となります。ただし、東郷町以外に居住する方は利用希望日の2週間前（休所日の場合はその前の開所日）午前10時から受付開始となりますのでご注意ください</u>

い。（受付開始日時より前に予約をいただいた場合はキャンセルさせていただきます。）

8 利用予約後、事業所から予約確定のご連絡をさせていただきます。（利用予約をした時点では予約は確定していませんのでご注意ください。）

9 利用予約の受付締切日は、利用希望日の7日前（休所日の場合はその前の開所日）午後3時00分となります。

10 こどもや保護者の基本情報の確認や施設の利用予約・キャンセル、予約時間の確認等についてはシステムで行ってください。

11 受け入れ時及びお迎え時の留意点

(1) 受け入れ時

ア 持ち物

以下のものをお持ちください（持ち物には全て記名をお願いします）

（ア）着替え（服・ズボン・パンツなど1組以上、オムツ2～3枚）

※ つなぎやフード付きの服、タイツはご遠慮ください

※ 室内では転倒防止のため裸足で過ごします。

（イ）おしりふき

（ウ）ハンドタオル（手拭き）

（エ）水筒やマグ（お茶か水を入れてきてください）

（オ）ビニール袋2枚（汚れた服と使用済みオムツを入れるもの）

（カ）お昼寝用のバスタオル等 2枚

（キ）東郷町立乳児等通園支援事業所連絡票

※東郷町 HP に掲載しています

（ク）その他事業所職員が指定するもの

イ 職員による検温後、こどもの様子を職員に伝えてください。

ウ 職員が荷物の確認をした後、保護者にて事務所に設置してあるQRコードを読み取り、利用開始の登録をお願いします。

エ 職員に利用料金等をお支払ください。領収書をお渡しします。

(2) お迎え時

ア 事務所に設置してあるQRコードを読み取り、利用終了時間の登録をお願いします。

※ 利用時間は遵守いただきますようお願いいたします。

イ 必要に応じて職員からこどもの様子をお伝えします。

※ 初回利用時には10分ほど面談を行いますのでお時間に余裕をもってお越しください。

ウ 連絡票に記載する方と違う方がお迎えに来る場合には、必ず事前に連絡をお願いします。その場でお迎えに来る方の免許証等身分証を拝見する場合があります。

	<p>エ お迎えの時間に変更になる場合は、事前に連絡をお願いします。 (超過料金等については別紙「東郷町立乳児等通園支援事業所の利用に関するキャンセルポリシー」を参照ください。)</p>
キャンセル及び超過料金等について	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャンセルする場合はシステムから必要な手続きを行ってください。 2 キャンセルに関する注意点等については別紙「東郷町立乳児等通園支援事業所の利用に関するキャンセルポリシー」を参照ください。 3 急遽休所となった場合や利用申込時間を超過した場合等必要に応じて、職員でシステムの利用申込時間数等を修正させていただきます。
利用終了について	<p>下記のいずれかの状態となった時は利用をお断りさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第6条の3第23項の規定を満たさなくなったとき（保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、企業主導型保育事業所への通園を開始したとき。） 2 法第6条の3第23項の規定を満たさなくなったとき（こどもの年齢が満3歳（3歳になる誕生日の前日）を迎えたとき） 3 暴風警報等が発令した場合（別紙「東郷町立乳児等通園支援事業所休所基準」を参照ください。） 4 事業所へ虚偽の申し出等を行ったとき。 5 他の利用者の迷惑となるような行為や事業所運営に支障をおよぼすような行為を行ったとき。
健康管理、病気の際の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもが病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮願います。熱がなくても下痢便が出る、咳・鼻水が多く出ているなど、体調がよくない時はお家でゆっくりお過ごし下さい。 2 こどもの状況や感染症により、利用をお断り又は早退いただく場合があります。また、体調不良が見られる場合は緊急で連絡させていただきます。 3 お薬はお預かりしません。
その他利用上の留意点等	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども同士でおもちゃの取り合いなどトラブルにつながることもあります。危険のないように対応しますが、何らかのトラブルが起きた場合は状況をご説明いたしますので、ご理解のほどお願いいたします。 2 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第33条の規定に基づき、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う場合があります。

9 緊急時における対応

利用こどもに体調の急変などがあった場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、保護者及び緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 非常災害対策等

事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じます。

※ 避難場所と指定避難所

避難場所	第1 避難場所：園庭 第2 避難場所：駐車場向かい畑
指定避難所	部田コミュニティーセンター

11 苦情相談窓口

事業所運営に対するご意見・ご質問等をお聞きし、解決に努めるため下記のような責任者、担当者を設けています。

相談・苦情受付担当者	主任保育士	0561-38-0003
相談・苦情解決責任者	園長	0561-38-0003

※ 上記で解決できない苦情や苦情受付担当者に直接言えないような場合は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申立てる事ができます。

(電話番号 052-212-5515 FAX052-212-5514 相談時間：月曜日から金曜日 9：00 から 17：00 (国民の祝日・休日、年末年始は除きます))

12 虐待の防止のための措置について

- (1) 当施設を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、東郷町役場こども課・児童相談所等の適切な機関に通報します。

13 個人情報の取り扱い

当施設が取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等の規定に基づき、事業に必要な範囲で適切に管理します。

なお、子どもの怪我など緊急の時は保護者の同意なく、個人情報を病院などに提供することがあります。

また、こどもの発達に応じた指導助言等を目的として、事業所運営に関係する職員が、関係機関等が所有するこどもの健康状態や発達状況等各種情報の閲覧、調査及び聞き取りを行うことがあります。

当事業所は、乳児等通園支援の提供にあたり、利用申込者に対して、本書面に基づき施設の概要、従業者の勤務体制、乳児等通園支援の内容等重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業者 名称 東郷町立南部保育園（乳児等通園支援事業）

住所 東郷町大字春木字北切山 6059 番地 1

説明者 職名

氏名

私は、本書面により、東郷町立南部保育園（乳児等通園支援事業）が提供する乳児等通園支援の内容等重要事項の説明を受け、東郷町立南部保育園（乳児等通園支援事業）が提供する乳児等通園支援を利用することについて、同意いたします。

年 月 日

利用申込者(利用するこどもの保護者)

住所

氏名

(利用するこどもの氏名)

(利用するこどもとの続柄)